

UBC情報

発行： 2022年3月1日

No. 261

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

確定申告の期限は3月15日（火）までとなっています。新型コロナによる延長が4月15日まで認められますが申請書の提出が必要です。

振替納税をご利用されている方の振替日は以下の通りとなります。

申告所得税 4月21日（木）

個人事業者の消費税 4月26日（火）

トピックス

事業復活支援金 申請開始

新型コロナの影響を受ける中堅・中小法人、個人事業者に対して、売上高減少率や事業規模に応じた給付金を業種や所在地を問わず支給する「事業復活支援金」の申請受付が1月31日から始まっています。

◆事業復活支援金のポイント！

◎対象者……新型コロナの拡大や長期化に伴う需要の減少や供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの任意の同じ月（基準月）と比べて30%以上減少している中小法人・個人事業者等が対象です。

◎給付額……【基準期間（基準月を含む11月～3月）の売上高－対象月の売上高×5】で算出します。ただし、法人の場合、基準月を含む事業年度の年間売上高が1億円以下は60万円（売上高減少率50%以上は100万円）、1億円超5億円以下は90万円（同150万円）、5億円超は150万円（同250万円）が上限額となります。また、個人は30万円（同50万円）が上限額です。

◎申請期間等……本年1月31日～5月31日までに事務局ホームページから申請を行います。なお、申請前に申請者アカウントの作成（申請ID発番）や登録確認機関による事前確認が必要です（一時支援金又は月次支援金を受給している方は省略可能）。

◎差額給付申請……売上高減少率30%～50%未満で給付を受けた方が、申請した月より後の対象期間内の月で50%以上の減少が生じて給付算定額が高くなる場合は、差額分を給付する申請が可能となることが予定されています。

【注意事項】事業復活支援金における給付金等の取扱い

本支援金の判定や給付額の計算の際、各月の事業収入に新型コロナに関連する給付金等（持続化給付金や家賃支援給付金、協力金等）が含まれる場合は、その額を除きます。

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じて協力金等（協力要請推進枠交付金が充てられるもの）を受給する場合に限り、相当額を対象月の月間事業収入に加える必要があります。

◆事業復活支援金の特例申請

新型コロナの影響により令和3年11月～4年3月のいずれかの月の売上高が30%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付する「事業復活支援金」の申請受付が始まっていますが、新規開業した事業者や個人から法人化した事業者、NPO法人などの特例申請は、2月18日から受付開始となりました。

なお、法人成り特例、合併特例、事業承継特例については、1月24日に公表された適用条件が一部変更されており、「令和2年1月以降（変更前：令和3年11月以降）で、かつ事業収入を比較する基準月から対象月までの間に法人成り・合併・事業承継した事業者」が対象となります。

～当社でも、登録確認機関として事前確認を行っています。申請にあたっては令和3年度確定申告後の資料が必要な場合もございます。申請をご検討される場合にはご連絡ください～

◆医療費控除に関する注意点等◆

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、その超えた金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。適用を受けるには「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

◆医療費控除を適用する際の注意点等

◎対象となる医療費……医師等による診療・治療の費用のほか、入院した際の部屋代や食事代、交通機関を利用した通院費、治療に必要な医薬品の購入費、介護に係る一定の費用などが対象となり、病気予防や健康維持などを目的とした費用は対象外です。

◎医療費を補填する保険金等……保険金等の補填される金額がある場合は、対象の医療費から差し引きます（保険金等が支払った医療費を超える場合、他の医療費から差し引く必要はありません）。

◎保険適用外の自由診療の費用……保険適用に関わらず治療目的であれば対象ですが、一般的な治療費を著しく上回る場合や、美容目的などは対象外です。

◎未払いの医療費……その年中に実際に支払われた金額に限られるため、未払いの医療費は対象外です。

◎クレジットカードで医療費を支払った場合……カード会社の引き落とし日ではなく、病院等への支払いを精算した年の医療費控除となります。

◎医療費通知を添付する場合……健保組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付する場合は、明細書の記入を省略できますが、通知に記載されていない期間の医療費や、通院費、保険適用外の医療費などは記入する必要があります。

◆給与所得者の副収入が20万円超の場合◆

年末調整が済んでいる給与所得者でも、給与所得以外に副収入等で20万円を超える所得がある場合には、確定申告が必要となります。

例えば、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引により得た所得は雑所得に該当します。ただし、生活に使用した資産（古着や家財など）の売却による所得は非課税となるため、確定申告は不要です。

◆インボイス制度実施後の簡易課税制度◆

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施され、原則として登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）が発行する適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

ただし、簡易課税制度（前々事業年度における課税売上高が5千万円以下の事業者が選択可能）を適用している場合は、インボイス制度の実施後も現在と同様、売上に係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じた金額で仕入税額控除が行えるため、適格請求書の保存を必要としません。

なお、簡易課税制度の適用を受ける場合は所轄税務署長へ事前の届出が必要となります。



◆協会けんぽの令和4年度保険料が決定◆

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和4年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率については全支部で改定となり、引上げが29県、引下げが18都道府県です。

また、40歳～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.64%（現行1.80%）に引下げとなります。

<山口県の保険料率>

健康保険料

介護保険第2号被保険者に該当しない場合は10.15%

介護保険第2号被保険者に該当する場合は11.79%

厚生年金保険料は18・300%（現行通り）

編集後記

当事務所は繁忙期を迎えておりますが、一年でまた一番充実した時期にも感じます。

ウイルスが季節のご挨拶、、、ではなくなる日を早く迎えたいですね。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 261

発行： 2022年
3月1日



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属： (一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

社会福祉法人

理事会等の開催に関する事務連絡
～本年度もコロナ流行下の取扱いが発出されました～

◆新型コロナウイルス感染症の流行下における社会福祉法人の運営に関する取扱いについては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から、令和2年に続き令和3年2月12日及び6月1日に事務連絡が発出されてきたところですが、令和3年度末からの取扱いに関して、本年2月10日に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）」が発出されました。

内容としては昨年の事務連絡と同様の取扱いとして差し支えないとのことで、①理事会は対面で行うこととされているが、対面とは「テレビ会議等（各理事の音声即時に他の理事に伝わり適時的確な意見表明ができるもの）」でもよいこと、②定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは決議の省略ができること、③評議員会についても理事会に準じて取り扱えること（評議員会では決議の省略の定款の定めは不要）、④定期的に理事会に報告をしなければならない「理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告」については、当該報告の時期の取扱いについて、所轄庁は柔軟に対応すること、⑤法令の規定に従い、法人に備え置いて閲覧の用に供し又は所轄庁あて届出を行わなければならない書類等について、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第できる限り速やかに履行すること、等となっています。ただし資産の総額の変更登記の取扱いについては、法務局の判断に委ねられる部分であり、まだ含まれていません。なおこの事務連絡はまん延防止等重点措置の対象となる都府県のみならず全国に適用されます。（総合福祉研究会）

労務

4月から中小企業も義務となるパワハラ防止措置

本年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行となり、中小事業主にも職場におけるパワーハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられます。

◆職場におけるパワハラとは

職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境が害されることで、この3要素を全て満たす場合をいいます。客観的に業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

①優越的な関係を背景とした言動とは……職務上の地位や人間関係などの優位性を背景とした言動です。

②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動とは……業務上明らかに必要性のない言動や、その態様や手段が許容範囲を超える言動などです。

③就業環境が害されるとは……精神的・身体的苦痛を与えられ、就業する上で支障が生じることです。

◆代表的な言動の6つの類型

パワハラに該当するかの判断は、様々な要素（言動の目的や経緯など）を総合的に考慮しますが、代表的な言動の類型は、①身体的な攻撃（暴行・傷害）、②精神的な攻撃（名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）、③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）、④過大な要求（明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制）、⑤過小な要求（合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）、⑥個の侵害（私的なことに過度に立入る）があります。

例えば、②は人格を否定する言動などが該当しますが、遅刻など社会的ルールを欠いた言動が改善されないため強く注意する場合などは該当しません。

ユニット型特養は増減差額率が低下
～WAMが特養等の令和2年度の経営指標を公表～

◆独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、債権管理の一環として、貸付先法人及び貸付対象の各施設の経営状況等について、事業報告に基づく調査・分析を行っています。今般、特別養護老人ホームについて、令和2（2020）年度の経営分析参考指標（ダイジェスト版）等を公表しました。

今回分析の対象となった施設の1施設当たりの平均定員数は、従来型は特養入所が0.3人減の70.0人、短期入所も0.3人減の13.1人で、合計は83.1人でした。個室ユニット型は特養入所が0.1人増の58.6人、短期入所も0.1人増の13.2人で、合計は71.8人です。

特養入所の利用率は、従来型で前年度より0.2ポイント上昇して94.2%、ユニット型も0.2ポイント上昇して94.4%と、ともに改善しました。しかし短期入所の利用率は、従来型が79.7%と前年度よりも4.9ポイント低下、ユニット型も77.0%と4.8ポイント低下しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響したものと考えられます。

サービス活動収益対人件費率については、従来型では前年度より0.2ポイント上昇して65.4%、ユニット型では0.6ポイント上昇して62.7%となっています。また経費（事業費・事務費の合計）率は、従来型で0.2ポイント低下して27.8%、ユニット型では前年と同率の24.5%でした。

これらの結果、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は、従来型で前年度と同率の2.7%、ユニット型では前年度より0.5ポイント低下して5.3%となりました。

経営の安定のためにはますます利用者の確保がカギとなると解説しています。（総合福祉研究会）



介 護 処 遇 改 善

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
介護職員の収入月額9,000円アップ

◆概要

*「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

* 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◆福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象期間は令和4年2月～9月で、対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額が支給されます。支給額は、各事業所の総報酬に、交付率を乗じた額となります。交付率は、介護職員数に応じてサービスごとに設定され、職員数の多いサービス区分ほど高く、職員数の少ないサービス区分ほど低くなります。

取得要件は、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所です。2、3月から実際に賃上げを行っていることが求められます。賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の3分の2以上はベースアップ等の引上げに使用することも要件となります。

スケジュールとしては、4月から申請を受け付け、6月から交付開始となります。事業所は都道府県に対して申請します。申請に際しては、介護職員・その他職員の月額賃金改善額を記載した計画書を提出します。

申請受付前の2、3月については、賃上げを実施した旨を記載した用紙等を都道府県に提出します。また、賃金改善期間後には、処遇改善実績報告書を提出する必要があります。

介護職員が対象ですが、事業所の判断で他の職員の処遇改善に、この処遇改善の収入を充てること認められています。

